

瀬戸市告示第 37 号

平成 20 年瀬戸市告示第 35 号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 3 月 29 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>			<省略>		
ものづくり 商業振興課	ノベルティ・こども創造館における創作体験等で使用する材料実費等の収納	ものづくり商業振興課長の職にある出納員	文化課	1 文化課発行の図書代金の収納 2 ノベルティ・こども創造館における創作体験等で使用する材料実費等の収納	文化課長の職にある出納員
文化課	文化課発行の図書代金の収納	文化課長の職にある出納員	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
生活安全課	1 及び 2 <省略>	<省略>	生活安全課	1 及び 2 <省略> 3 犬の登録手数料、狂犬病予防集合注射料金及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納 4 <省略> 5 <省略>	<省略>
	3 <省略>				
	4 <省略>				

環境課	1 及び 2 <省略> 3 <u>犬の登録手数料、狂犬病予防集合注射料金及び狂犬病予防注射済票の交付手数料の収納</u>	<省略>	環境課	1 及び 2 <省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
こども未来課	交通児童遊園及びせとつ子ファミリー交流館における催事等で使用する材料実費等の収納	こども未来課長の職にある出納員	こども家庭課	1 <u>保育料等の収納</u> 2 <u>保育所使用料の収納</u> 3 <u>交通児童遊園及びせとつ子ファミリー交流館における催事等で使用する材料実費等の収納</u> 4 <u>のぞみ学園における使用料等の収納</u> 5 <u>のぞみ学園における講座等の参加者負担金等の収納</u>	こども家庭課長の職にある出納員
保育課	1 <u>保育料等の収納</u> 2 <u>保育所使用料の収納</u>	保育課長の職にある出納員	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
国保年金課	<省略>	<省略>	国保年金課	<省略>	<省略>
児童発達支援センター	1 <u>のぞみ学園における使用料等の収納</u> 2 <u>のぞみ学園における講座等の参加者負担金等の収納</u>	児童発達支援センター長の職にある出納員	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
ものづくり商業振興課	ノベルティ・こども創造館における創作体験等で	ものづくり商業振	文化課	ノベルティ・こども創造館における創作体験等で	文化課に属する出

